

## 那賀町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
年度	瀑	千円	千円	千円	%	%
18	11,088	12,770,435	1,107,365	1,934,172	15.1	13.6

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

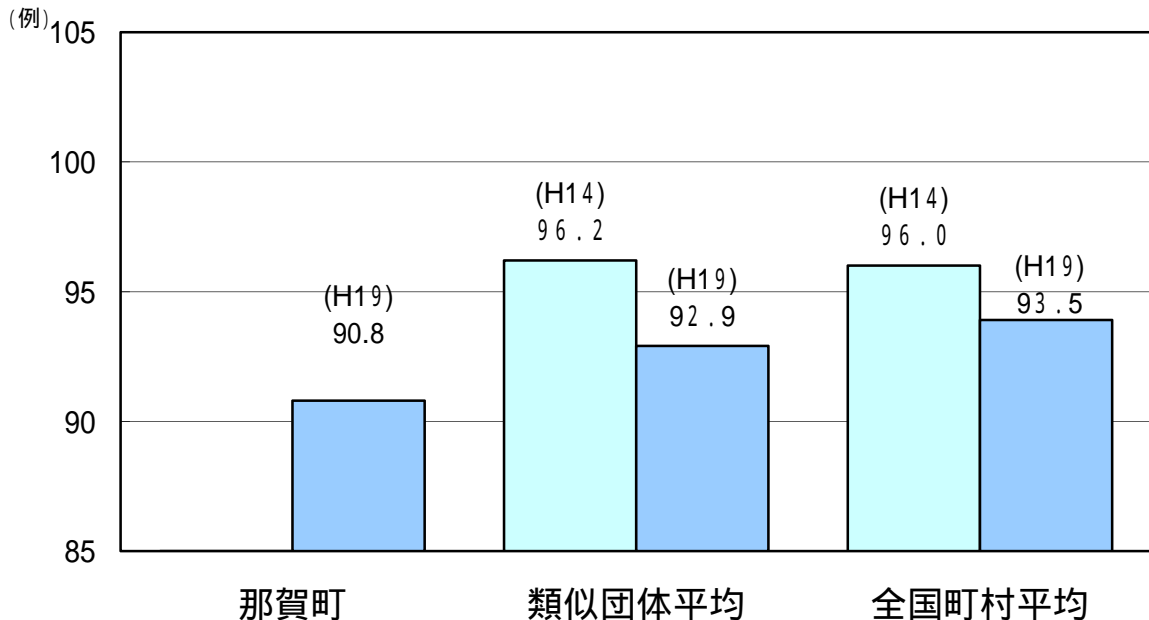
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18	300	873,411	115,248	354,436	1,343,095	4,477	5,805

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、19年4月1日現在の人数である。

#### (3) 特記事項

給与抑制措置として給与月額から6級の者は5%、5級の者は4%、4級以下の者は3%を減額している。  
 期末、勤勉手当、時間外勤務手当の基礎額にも減額した額を用いている。

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

那賀町は人事委員会を設置していません

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(19年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
那賀町	41.7 歳	308,492 円	367,746 円	343,361 円
徳島県	43.7 歳	360,333 円	430,414 円	390,004 円
国	40.7 歳	325,724 円		383,541 円
類似団体	43.6 歳	327,171 円	372,157 円	354,085 円

技能労務職

区 分	公務員					民間		参考 A / B
	平均年齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	平均給与月額 (B)	
那賀町	47.6 歳	53 人	261,555 円	276,738 円	269,148 円			%
うち 用 務 員	56.2 歳	5 人	291,880 円	307,280 円	299,380 円	用務員	53.9 歳 227,200 円	135.3 %
うち 運 転 手	52.5 歳	8 人	297,825 円	315,925 円	309,138 円	営業用バ入運転者	47 歳 370,600 円	85.3 %
うち 清 掃 作 業 員	39.3 歳	11 人	229,082 円	247,614 円	242,214 円	廃棄物処理業従事員	43.3 歳 299,800 円	82.6 %
うち 学 校 給 食 員	47.2 歳	17 人	252,382 円	265,453 円	256,735 円	調理員	45.9 歳 214,500 円	123.8 %
うち そ の 他	50.4 歳	12 人	267,500 円	280,569 円	272,167 円		歳 円	%
徳島県	44.3 歳	282 人	328,016 円	367,813 円	347,715 円		歳 円	%
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	320,514 円	円		歳 円	%
類似団体	48.8 歳	平均12 人	285,052 円	306,934 円	297,898 円		歳 円	%

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
那賀町	-	-	-
うち 用 務 員	5,105,013 円	3,284,300 円	155.0
うち 運 転 手	5,234,913 円	4,447,100 円	118.0
うち 清 掃 作 業 員	4,086,542 円	4,192,600 円	97.0
うち 学 校 給 食 員	4,318,070 円	2,970,100 円	145.0
うち そ の 他	4,453,370 円	円	

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヶ月平均)  
 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された  
 期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

小中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
那賀町	48.8 歳	367,113 円	388,366 円
徳島県	43.3 歳	411,180 円	456,684 円
国	歳	円	
類似団体	43.4 歳	318,788 円	335,584 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

区 分		那賀町	徳島県	国
一般行政職	大学卒	165,100 円	176,800 円	170,200 円
	高校卒	134,200 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	116,600 円	140,300 円	137,200 円
	中学卒	円	131,500 円	- 円
小中学校(幼稚園)	大学卒	165,100 円	197,400 円	- 円
教育職	高校卒	円	153,100 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（19年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	243,514 円	290,900 円	334,366 円
	高校卒	206,266 円	234,062 円	307,857 円
技能労務職	高校卒	185,100 円	211,233 円	246,333 円
	中学卒	該当なし 円	該当なし 円	該当なし 円
教育職	大学卒	該当なし 円	該当なし 円	該当なし 円
	高校卒	該当なし 円	該当なし 円	該当なし 円

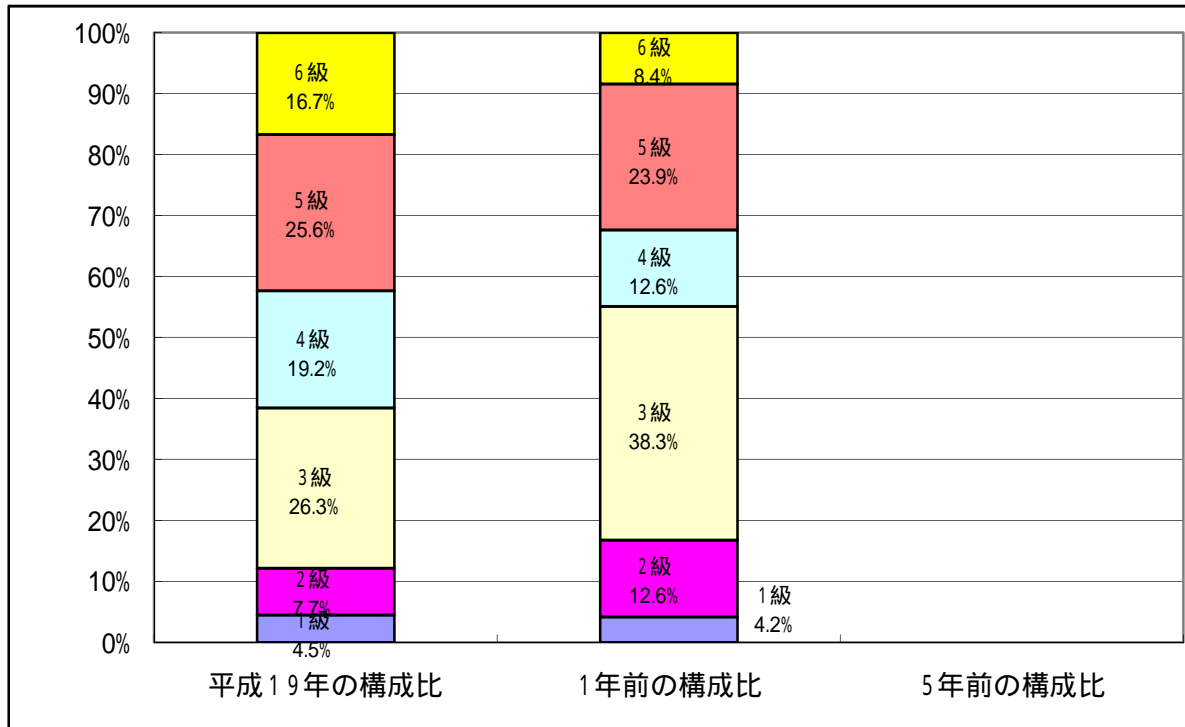
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	参事、困難な業務を処理する課長及び	人 26	% 16.7
5級	課長、主幹、課長補佐及びこれに相当	人 40	% 25.6
4級	主査、困難な業務を分掌する係長及び	人 30	% 19.2
3級	係長及びこれに相当する職務主任及び特に高度な知識または経験を必要とする業務を行う主事の職務及びこれに相当する職務	人 41	% 26.3
2級	相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務及びこれに相当する職務	人 12	% 7.7
1級	定型的な業務を行う主事、技師の職務及びこれに相当する職務主事補、技師補の職務	人 7	% 4.5

(注) 1 那賀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

(昇給区分)

勤務成績がきわめて良好である職員 A…………… 8号以上

勤務成績が特に良好である職員 B…………… 6号

勤務成績が良好である職員 C…………… 4号

勤務成績がやや良好でない職員 D…………… 2号

勤務成績が良好でない職員 E…………… 0号

(那賀町では昇給へ勤務成績の反映をしていません。平成22年度を目途に反映させる予定です。)

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

那賀町	徳島県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,478 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,889 千円	
(年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 ( 1.6 )月分 勤勉手当 1.45 月分 ( 0.75 )月分	(年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 ( 1.6 )月分 勤勉手当 1.45 月分 ( 0.75 )月分	(年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 ( 1.6 )月分 勤勉手当 1.45 月分 ( 0.75 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤務成績が特に優秀な職員 100分の86以上100分の145以下  
 勤務成績が優秀な職員 100分の78.5以上100分の86未満  
 勤務成績が良好な職員 100分の71  
 勤務成績が良好でない職員 100分の71未満

(那賀町では勤勉手当へ勤務実績の反映をしていません。平成22年度を目途に反映させる予定です。)

### (2) 退職手当(19年4月1日現在)

那賀町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職時特例措置(2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職時特例措置(2%～20%加算)	
(退職時特別昇給	なし )				
1人当たり平均支給額	22,136 千円	22,282 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当

支給実績(18年度決算)		4,783 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		598 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
町内全域(医師のみ)	10 %	8 人	制度なし %
	%	人	%
	%	人	%

( 22年度の制度完成時 )

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
那賀町全域(医師のみ)	10 %	制度なし %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 ( 19年4月1日現在 )

支給実績(18年度決算)	19,810 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	460,686 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	13.6 %		
手当の種類(手当数)	1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
病院、診療所職員 勤務手当	病院長・診療所長	著しく危険、不快、困難で特殊な業務	給料月額と扶養 手当月額を加算 した額に右記に 掲げる支給割合 を乗じて算定す る 30%以内
	医長・所長補佐	〃	15%以内
	医師臨床手当	〃	10%以内
	医師危険手当	〃	5%以内
	医師放射線手当	〃	5%以内
	主任看護師	〃	月額5,000円
	看護師危険手当	〃	月額3,000円
	放射線技師	〃	月額3,000円
	薬剤師	〃	月額3,000円
	理学療法士	〃	月額3,000円
	作業療法士	〃	月額3,000円
	管理栄養士	〃	月額3,000円
	検査技師	〃	月額3,000円

(5) 時間外勤務手当 ( 19年4月1日現在 )

支給実績(18年度決算)	27,556 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	88 千円
支給実績(17年度決算)	31,555 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	110 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む

(6) その他の手当 (19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者を欠く時の第一子 11,000円 配偶者以外の扶養親族 の内二人まで6,000円 その他の扶養親族5,000 円 満十六歳年度当初から 満二十二歳年度末まで の子5,000円加算	同じ	同じ	34,287 千円	224,098 円
住居手当	家賃12,000円を超える場合 27,000円を限度に支給	同じ	同じ	10,346 千円	96,694 円
	その所有に係る住宅に 居住 している職員で世帯主で ある者3,500円	異なる	取得後5年 以内2,500 円		
通勤手当	通勤の為に自動車等を 使用し、距離片道2.0km 以上の者2.0kmから6.0km まで 4,200円6.0kmか ら10.0kmまで 6,000円 10.0kmから14kmまで 8, 400円 以上4km毎に段階的 に2,500円から2,800円増 加	異なる	距離に応じ 2,000円～ 24,500円	27,666 千円	120,285 円
管理職手当	参事 46,930円/月 課長 35,530円/月 課長補佐 22,560円/月	異なる	俸給表別、 職務の級 別俸給の 特別調整 額の区分 別に定め られた額 を支給	33,671 千円	391,518 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、や むを得ない事情により配 偶者と別居して単身で生 活する職員に支給。距離 に応じ月額23,000円～ 45,000円	異なる	距離に応じ 月額23,0 00円～6 8,000円	0 千円	0 円
休日勤務手当	国民の祝日に関する法 律に規定する休日に勤 務を命じられた職員に支 給する(勤務1時間あたり の給与額に135/100を乗 じて得た額(深夜は 25/100を加算))	同じ	同じ	時間外勤 務手当に 合算して計 上 千円	時間外勤務手 当に合算して計 上 円



## 5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	651,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	( 副 町 長	( 723,000 円 )	860,000 円 /	385,000 円
	収 入 役	538,000 円	679,000 円 /	365,000 円
	( 収 入 役	( 578,400 円 )	円 /	円
報 酬	議 長	255,900 円	327,000 円 /	228,000 円
	( 副 議 長	( 円 )	270,000 円 /	173,000 円
	議 員	218,100 円	250,000 円 /	152,000 円
	( 議 員	( 円 )	182,000 円	円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(19年度支給割合 3.0	月分	
	副 町 長	3.0		
	収 入 役	3.0		
	議 長	(19年度支給割合 3.0	月分	
副 議 長	3.0			
議 員	3.0			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 在職1ヶ月につき43.5 / 100	(1期の手当額) 15,096,240 円	(支給時期) 任期満了時または退職時
	副 町 長	在職1ヶ月につき27.75 / 100	7,704,288 円	"
	収 入 役	在職1ヶ月につき23.00 / 100	円	"
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

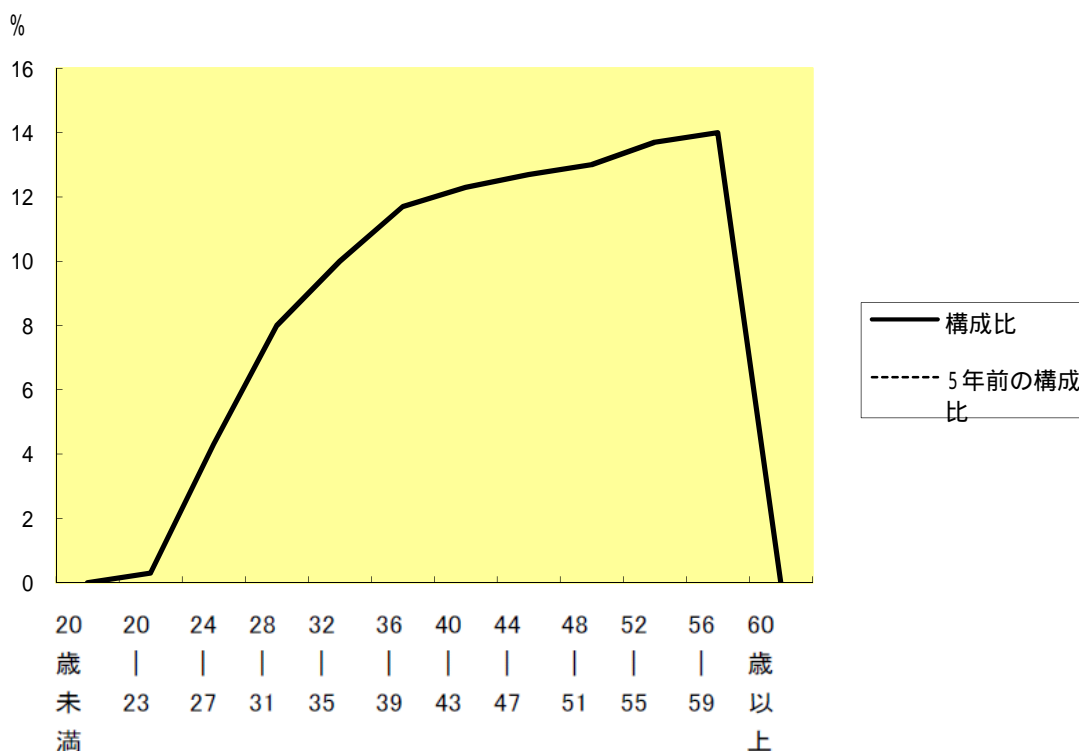
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成19年	平成18年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	60	68	-8	業務内容の見直しによる減
		税務	8	6	2	徴収強化の為
		民生	61	69	-8	業務内容の見直しによる減
		衛生	35	34	1	医療政策推進の為
		農林水産	10	10	0	
		商工	4	3	1	業務量の増
		土木	14	15	-1	業務量の減
	計	194	207	-13	<参考> 人口1万人当たり職員数 174.96 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 100.89 人)	
		教育部門	49	49	0	
	消防部門					
	小 計	243	256	-13	<参考> 人口1万人当たり職員数 219.16 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 123.88 人)	
公営企業計等部門	病院	55	55	0		
	水道			0		
	国保	1	1	0		
	国保	1	1	0		
	その他			0		
	小 計	57	57	0		
合 計		300	313	-13	<参考> 人口1万人当たり職員数 270.56 人	
		[ ]	[ 324 ]	[ ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（19年4月1日現在）

(例)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	13人	30人	37人	41人	39人	35人	42人	38人	24人	0人	300人

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
319人	285人	34人	10.7%

(参考)那賀町行政改革（集中改革プラン）における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	285人

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分		17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年～22年 計	(参考) 数値目標
一般行政	職員数	211	208	194			
	増減		-3			( %)	
教 育	職員数	50	50	50			
	増減					( %)	
消 防	職員数	-	-				
	増減		-			( %)	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	58	56	57			50
	増減		-2	1		( %)	
計	職員数	319	314	301			285
	増減		-5	-13		( 53 %)	

（注）1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。